

任意団体「六樹会パソコンサロン」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、六樹会パソコンサロンと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、元NPO法人六樹会パソコンサロンの応用科を終えられた方がパソコン操作でお困りになった時に相談を受け、高齢者同士の交友範囲を広げ、生き甲斐と活力をもって暮らせる長寿社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に上げる事業を行う。

- 1、元NPO法人六樹会パソコンサロンで開催していた、相談サロン(研修科を含む。)の講座を引き継いで、これまでと同様にボランティア活動として開催する。
- 2、上記事項に関する情報提供を行う。
- 3、必要により会員相互の親睦を深めるためのイベントを開催する。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、元「NPO法人六樹会パソコンサロン」解散時の会員で、本会の目的に賛同して入会を希望する次の7名とする。

岡田まき子、鎌田洋、川本牧子、中垣修、藤崎和子、山下征一郎、横尾敏雄

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- 1、退会届を提出された時。
- 2、第3条の目的に反した時。

第4章 役員等

(種別)

第7条 本会に次の役員を置く

- 1、代 表 ⇒ 1名(本会を代表して業務を遂行する。)
- 2、事務局長 ⇒ 1名(代表を補佐し、会の円滑な運営を行う。)
- 3、会 計 ⇒ 1名(会の経理を行う。)

(選任)

第8条 役員は総会において会員で互選し、会員の承認を得て選出する。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第5章 総会

(種類)

第10条 総会は代表が招集し、議長は代表が担当する。

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、必要の都度、開催する。

(開催)

第11条 総会は5名以上の出席がなければ開催できない。

(権能)

第12条 総会は以下の事項について議決する。

1. 会則の変更
2. 事業計画及び収支予算並びにその変更
3. 事業報告及び収支決算
4. 役員の選任または解任
5. その他運営に関する事項

(議決)

第13条 議決は出席メンバーの過半数以上の賛成で決定する。賛否同数の場合は議長が決する。

第6章 経理

(会費等)

第14条 本会の経理は、次に掲げるものをもって、これにあてる。

1. 会の運営費は、講座開催等の収入を持って、これにあてる。
2. イベント開催に伴う費用は、その都度参加者の負担とする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

付 則

1. この会則は令和4年年7月8日から実施する。
2. 設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表	横尾敏雄	(〒634-0042 檀原市菖蒲町1丁目27番14号)
事務局長	鎌田 洋	(〒634-0804 檀原市内膳町5丁目3番26-201号)
会 計	中垣 修	(〒634-0843 檀原市北妙法寺町146番地の2)
3. 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年度総会開催日までとする。
4. 設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年8月31日までとする。